

小牧市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市条例第21号

小牧市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定  
地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定  
める条例の一部を改正する条例

小牧市指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型  
サービス事業者等の指定に係る申請者の資格を定める条例（平成24年小  
牧市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法人と」を「法人又は病床を有する診療所を開設している者  
（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の  
申請を行う場合に限る。）と」に改め、同条各号中「法人」を「者」に改  
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。